

体指のページ

体指です

よろしく

No.12

問い合わせ先
菊池市
体育指導委員協議会広報部
☎(25)7234

体育指導委員協議会 総会を終えて

4月28日(水)、栄屋旅館で菊池市体育指導委員協議会の総会が行われました。
人権教育のビデオを見て、「人間は尊敬すべきものだ」という、西光万吉さんの言葉が心に残りました。
総会では、平成21年度の事業報告および決算報告、続いて平成22年度の事業計画および予算についての審議があり、全員一致で採決されました。
しかし、事業の内容については、「市民ふれあいレガッタ大会」の運営に体育指導委員も加わった方がよいのではないかと、建設的な意見が出されました。また、菊池市で開催される第一ブロック女性体育指導委員研修会の運営方法などについても、貴重な意見が交わされました。
ライフスタイルの多様化、少子高齢化社会におけるスポーツの役割は大きいもので、改めて体育指導委員としての役割を再認識することができました。



菊池市
母子寡婦福祉連合会
総会

5月16日(日)に、菊池市母子寡婦福祉連合会の総会が行われ、総勢110人が参加しました。
熱心な審議が行われる間、子どもたちの相手を体指がしました。紙飛行機や牛乳パックを利用したストロートンボ、ブーメランなどを作って飛ばし、思いのほか大盛況でした。
総会後は、親子での「ミニ運動会」でした。参加者全員が4チームに分かれ、一升ビン水入れ競争で汗を流しました。大人も子どもも必死で、声援も高々に体育センター内に響いていました。お手伝いした体指全員にっこり顔でした。時間の関係で、予定されていた他のニュー



会長と子どもたち(ストロートンボ)

スポーツなどはありませんでしたが、参加された人々の顔には満足感が見られました。参加した人からは、「楽しかった。来て良かった。また次が楽しみです!」いろいろ教えてくれたり遊んでくれたりしたおじちゃん、おばちゃん、お兄ちゃん、お姉ちゃん、ありがとう」と感想をいただきました。



水入れ競争

ニユースポーツ紹介 「カローリング」

「カローリング」は、氷上のスポーツ「カローリング」からヒントを得て誕生した、三世代でできるニユースポーツです。

場所 体育館、講堂などの床
フロアコート 平らな面(基本寸法3.2m x 14m)

用具
・ジェットローラ 1チーム6個(橙・青・緑・黄・黒・赤)
・ポイントゾーン(的)
人数 1チーム3人

競技方法

・先攻、後攻は主将がジャンケンで決める。
・各チーム交互に一投ずつ投球する。
・ファーストプレーヤー(橙・青)、副主将(緑・黄)、主将(黒・赤)
・中心に近いチームが勝ち。
・次のイニングからは勝ちチームの先攻。
・通常6イニング制。
得点 ポイントゾーン上に停止しているか、接触している場合に限り、規定得点が得られる。(赤3点、黄2点、青1点) 負けチームは0点。



カローリングの用具

体指のひとり言①

「今日は楽しかった!」「よか運動になった!」こう言ってもらえると、本当に体指になって良かったと思う。軽スポーツ、ニユースポーツを通して健康づくりのお手伝いすることが私たちの使命。少しでもこの活動が市民の皆さんに伝わればうれしい。そして、たくさんの人に軽スポーツやニユースポーツの楽しさを知ってもらい参加してもらい、たくさんの方に出会うことが、これからの楽しみ!(S・K)

※新企画です。体指が毎回一人ずつ、今の自分の思いや活動の感想などを書いていきます。お楽しみに!

平成22年度 国民健康保険税

問い合わせ先
税務課
☎(25)7206

国民健康保険税(国保税)は、皆さんが病気やケガなどで保険証を使って病院にかかるときに必要な医療費の大切な財源となっています。

国保税は、国保加入者につき算定した医療給付費分の保険税(以下「医療分」と後期高齢者支援金分の保険税(以下「支援金分」)、そして国保加入者のうち40歳から64歳の人(以下「第2号被保険者」)につき算定した介護納付金分の保険税(以下「介護分」)の合算額となります。

また、国保加入者一人ひとりが納税義務者になるのではなく、加入者の属する世帯の世帯主が納税義務者になり、世帯主が国保に加入していても、世帯主の名前で課税されますので、納税通知書は世帯主宛てに送付されます。

課税限度額が 変更になりました

平成22年度より、課税限度額が表1のように変更になります。

(表1) 税額=医療分+支援金分+介護分(40歳~64歳までの人のみ)

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割(前年中の所得に応じて)	8.0%	2.5%	2.0%
均等割(加入者一人あたり)	28,000円	7,800円	10,000円
平等割(一世帯あたり)	25,000円	7,500円	7,000円
課税限度額(改正前)	470,000円	120,000円	100,000円
課税限度額(改正後)	500,000円	130,000円	100,000円

軽減適用

所得が一定基準以下の場合、医療分、支援金分と介護分の均等割、平等割についてのみ、7割・5割・2割の軽減措置がある。

限度額とは、国民健康保険税の医療分、支援金分、介護分のそれぞれの年間最高額のことを言います。

5割軽減 世帯全員の所得が、330,000円+(国保加入者数-1人)×245,000円以下の世帯

7割軽減 世帯全員の所得が、330,000円以下の世帯

2割軽減 世帯全員の所得が、330,000円+(国保加入者数×350,000円)以下の世帯

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減

倒産・解雇・雇止めなど、非自発的な理由によって離職された人の国民健康保険税を軽減する制度が、4月から実施されています。

対象者
・平成21年3月31日以降に離職された人
・雇用保険の「特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職者)」、または「特定理由離職者(雇止めなどによる離職者)」

・ハローワークが交付した「雇用保険受給資格者証」(離職コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに

該当していること)をお持ちの人

・離職日時点で65歳未満の人
※「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高年齢受給資格者証」をお持ちの人は対象になりません。

軽減内容
非自発的失業者本人の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。
※前年中の所得が確定していない場合は軽減ができません。

申告がお済みでない人は、税務署への確定申告書の提出、または市への市県民税申告書の提出を行っていただくようお願いいたします。

軽減期間
離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。
(例:平成22年3月31日に離職された場合は、平成24年3月31日まで)

※会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。
※平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職された人は、平成22年度のみ国民健康保険税が軽減されます。

(平成22年度分の国民健康保険税から適用となるため、平成21年度分は適用外となります)

普通徴収の人の納期

納期限			
第1期	8月2日(月)	第5期	11月30日(火)
第2期	8月31日(火)	第6期	12月27日(月)
第3期	9月30日(木)	第7期	平成23年1月31日(月)
第4期	11月1日(月)	第8期	2月28日(月)

特別徴収の人の納期

徴収月			
仮徴収	4月	本徴収	10月
	6月		12月
	8月		平成23年2月